

秘密保護法廃止へ実行委員会解消で憲法9条を守れ! 実行委員会共催:「秘密保護法廃止へ実行委員会解消で憲法9条を守れ! 実行委員会」

「共謀罪」監視強化の危機

警察などに市民が監視されていた問題は他にも多い。最近では参院選の公示直前だった昨年六月、大分県別府市の別府地区平和運動センターや連合大分東部地域協議会が入る建物の敷地に隠しカメラが設置されているのが見つかった。

建物は野党候補の選挙運動の拠点で、カメラは別府署員が設置していた。連合大分の関係者は「選挙妨害が狙いと考え」と憤る。

一〇年には警視庁外事三課の内部文書がネット上に流出し、警察が日本で暮らすイスラム教徒の行動を監視し、関連する金融機関の口座などを照会していたこ

参院議員会館で開かれた
共謀罪の反対集会＝1月
20日、東京・永田町で

特惠

強引な情報収集日常化

A high-contrast, black-and-white photograph capturing a moment in a dimly lit interior. On the left, a person is seated at a table, their head bowed as if in deep thought or reading. To their right, another individual stands, partially obscured in shadow. The background is dark and indistinct, with what appears to be a window or doorway on the far right. The overall mood is somber and contemplative.

市民監視の損害賠償訴訟について話し合う、左から山田秀樹弁護士、原告の松島勢至さん、近藤ゆり子さん=岐阜県大垣市で

警察「勉強会の主催者である松島氏らが、風力発電にかかわらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じ活動された」

時局で、風力発電計画に
いては知らなかつたど
う。「警察は私をあしざ
に言い、市民運動をつぶ
たいのだ」とリアルに分
り、衝撃を受けたと振
返る。勉強会の主催者と
て名前が挙がつた松島さ
も「三十年も前のゴルフ」
反対運動を持ち出され
上、警察に『過激』とレ
テルをはられていたとこ

相手取った損害賠償請求訴訟を岐阜地裁に起した。近藤さんは「具体的な事件も危険性もないずっと手前の段階で、警察が市民を監視し、危険をあおって孤立させ、運動を抑えようとする。自由な意見交換がなければ、民主主義は機能しない。これは日本全体に関わる問題」と危機感を募らせている。

反対する近藤氏という人物……」と嘆く。
がいるが、ご存じか。東大
を中退しており、頭もい
い。しゃべりも上手である
から、このような人物と繋
がると、やっかいになる」
その後の会合でも、警察
側は「法律事務所に相談を
行つた気配がある」「過激
な運動を起こす可能性があ
る地区」「反原発・自然破
壊禁止のメンバーを全国か
ら呼び寄せる」と懸念」
などと、シーテックに住民
らの動向を伝えていた。
「やっかい」と警察に名
指しされた近藤ゆり子さん
(左)は、地元で護憲や反原
発を訴えている運動家。警
察とシーテックが会合した
個人情報を漏らされたと
して近藤さんら四人は、容
疑者不詳のまま地方公務員
法(守秘義務)違反の疑い
で岐阜地検に告発状を提出
したもの、一五年十二月
に不起訴になつた。
この問題が取り上げられ
た同年六月の参院内閣委員
会で、警察庁警備局長はこ
うした監視について「公共
の安全と秩序の維持といつ
ていう警察業務の一環」
と説明した。
近藤さんら四人は昨年暮
れ、憲法で保障された表現
の自由が公権力に不当に干
渉されたなどとして、県を

「されば、山下弁護士は監視の日常化を危ぶむ。
「共謀罪が適用されるか否かを判断するには、警察側は普段から対象者の動向を把握しておかねばならぬ。ある団体が罪を犯しきつだと判断するには、普段

「市民は対象外」？警察が判断

的な監視は不可欠になる。政府は共謀罪の対象にいて、テロ組織や暴力団などが相手で、市民団体などは適用外と説明する。二〇〇〇年の衆院予算委員会でも、「田勝年法相が『正当な団体の性質が一変しなければ組織的犯罪集団と認められる』ではない」と答弁した。しかし、山下弁護士は「結局どの団体を犯罪集団とみるか、判断するのは警察側。市民団体も犯罪集団とみなされる恐れはある」といふことだ。市民は対象といつ政府の言葉を額面通りには受け取れない」と指摘する。

イヌイテム教徒を危険と断じる警察の意識があつた。そうした恣意により、監視活動がイスラム教徒以外の人びとも向かわれる恐れは否定できない」と話す。

大垣訴訟の原告の松島さんは「共謀罪」法案について、「私たちは暴力団員でもないのに、警察に目をつけられている。一般人に關係ないってことはない。ますますものが言えない、大変な時代になる」と苦笑する。

訴訟の代理人を務める山田秀樹弁護士は「警察が会合した時点で、原告の四人が風力発電計画の反対で、何らかの共謀をしていた事実はない。それなのに、警察は彼らを『組織的犯罪集團』の一歩手前と判断し、監視していた」と説く。

「結局、公共的な事業に反対する市民は、事件を起こすかもしれない」と決めつけた。市民団体が共謀罪の対象にならない保証はどこにもない。この法律ができるれば、警察が市民監視を堂々と行き、素朴な思いも口に出せなくなるだろ?」